

〔問 6〕 保険給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 給付基礎日額は、原則として労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とするが、平均賃金相当額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、労働省令で定めるところにより、政府が算定する額を給付基礎日額とする。
- B 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき保険給付でまだ支給されていなかったものがあるときは、所定の遺族は、自己の名において未支給の保険給付の支給を請求することができる。
- C 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度において、保険給付の受給者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。
- D 保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはなく、また、その権利は、譲渡し、担保に供し（労働福祉事業団法の定めるところにより労働福祉事業団に担保に供する場合を除く。）、又は差し押さえることができない。
- E 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したが、誤って死亡の翌月以降の分として年金給付が支払われていた場合において、その金額が所定の額を超えるときは、政府は、その過誤払い分の返還債務を負うべき者に対し、期限を定めて返還金の全部又は一部の返還を命ずることができる。